



令和4年度輸出環境整備推進委託事業
（畜肉エキスが含まれる食品の輸出に係る事前調査）
国・地域の規制一覧
中国、台湾、香港

2023年1月31日
株式会社NTTデータ経営研究所

注意事項

本調査事業は、農林水産省からの委託で、株式会社NTTデータ経営研究所が実施したものであり、本報告書の内容は農林水産省の見解を示すものではありません。

免責事項

この報告書に含まれるすべての情報は、調査時点で正確かつ信頼できると思われる情報源から調査・作成されたものですが、農林水産省及び委託事業者である株式会社NTTデータ経営研究所とそのグループ会社・再委託会社は、本報告書のいかなる部分に影響する誤り、不正確さ、脱落から生じるいかなる損失又は損害に対しても、一切の責任を負うものではありません。全ての情報は無保証で提供され、農林水産省及び委託事業者である株式会社NTTデータ経営研究所とそのグループ会社・再委託会社はここに含まれる情報の正確性又は完全性について、いかなる種類の保証も行いません。

目次

中国・・・4

台湾・・・8

香港・・・14



中国

中国：畜肉エキスを含む食品に対する輸入規制の基本的な枠組み

中国では、日本からの畜肉エキスを含む食品は輸入禁止

中国における食品の輸入可否の参考	
根拠法令	中華人民共和国輸出入食品安全管理弁法 (2022年1月1日施行) 「中国向けに以前から貿易を行っている国又は地域からの、輸入審査に合致する食品のリスト」
担当官公庁	海関総署 輸出入食品安全局
規制概要	<ul style="list-style-type: none"> 中国と貿易を行っている国や地域ごとに輸入可能なものをリスト化 <ul style="list-style-type: none"> ー肉類（鹿、馬、牛、鶏、羊、豚肉の食品のこと。内臓と、皮、油脂、毛皮、骨、標本などの副産物は除く）、乳製品、水産物、ツバメの巣、腸の皮、植物由来食品、蜂 上記はいわゆる「ポジティブリスト」で、リストに掲載されていないものの輸入は認められていない。 中国税関やその中の食品部門に問い合わせた結果からは、「法律に明記されていないが、畜肉エキスを含む食品は「肉類」に含まれており、輸入はできないと判断している」との回答があった。 <p>左記以外の食品の輸入可否は、中国税関によって別途判断されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 輸入食品は中国の法令及び国内の食品安全国家基準を遵守しなければならないため、衛生、栄養強化剤など添加物、残留農薬などに関する国内法規を元に判断

中国における食品輸入事業者登録制度	
根拠法令	中華人民共和国「輸入食品海外製造企業登録管理規定」(税関総署248号令)：2022年1月1日施行
担当官公庁	海関総署
規制概要	中国に輸入可能な国の食品は、肉類、水産、乳製品、調味料など主要品目の当該 輸入業者が、自国政府からの推奨という方法で登録申請をする必要があるとされている。 *

* <http://www.customs.gov.cn//customs/302249/302266/302267/3625372/index.html>

中国：畜肉エキスを含む食品に対する輸入規制の概要(1/2)

中国では、現状、日本産の「畜肉エキス、畜肉エキスも含む食品」の輸入は条件に関係なく一律認められていないので、基本的に個別の規制項目についても規定も見当たらなかった。

		規制概要
畜肉エキス及び畜肉エキスを含む製品の食品衛生上及び家畜衛生上の条件		現状では輸入が認められていないこともあり、具体的な規定は見当たらなかった。
規制対象となるエキスの含有割合		畜肉エキスの含有割合による規制条件を記した法令は見当たらなかった。
施設の認定・登録の必要性	畜肉エキスの原料となると畜場・食肉処理施設	中国では現状日本産の「畜肉エキス・畜肉エキスも含む食品」の輸入を認めておらず、中国の関連法令において、日本に対する関連施設の認定・登録に関する規定は見当たらなかった。 ・将来的に輸入解除された場合に想定される輸入手続きについては次ページに記載
	畜肉エキスの製造施設	
	畜肉エキスを含む食品の製造施設	
海外産のエキスの使用の可否		日本産の食品への海外産エキスの使用に関する規定は見当たらなかった。 「畜肉エキスの輸入が認められている国で製造された畜肉エキスのみを使った、日本製のラーメンスープは輸入可能か」とを税関に問合せたところ、『可能』との回答であった。
証明書の添付の要否		中国では現状日本産の「畜肉エキス、畜肉エキスも含む食品」の輸入は条件に関係なく一律認められていないので、証明書の要否には該当しない。
輸入許可証の取得の要否		中国では現状日本産の「畜肉エキス、畜肉エキスも含む食品」の輸入を認めていないため、輸入許可証の要否は該当しない。 ・将来的に輸入解除された場合、肉類は、牛乳、大豆などの食品同様に、「自動輸入許可品目」に分類され、 商務部に「自動輸入許可証」の発行を申請 する必要がある(2021年1月施行分で確認)。(貨物輸出入管理条例(2002年1月1日実施)) *1

*1 <http://www.mofcom.gov.cn/article/zcfb/zcblgg/202112/20211203233730.shtml>

中国：畜肉エキスを含む食品に対する輸入規制の概要(2/2)

今後、輸入解除された場合にどのような規定となるのかに関しては、現地の関連機関のWebサイトに掲載はされておらず、また、中国当局にヒアリングしても回答は得られなかった。そのため、参考として、JETROのWebサイトに記載されている関連法令を以下に記述した。

輸入解除された場合に想定される輸入手続き											
調査結果	・今後、輸入解除された場合にどのような規定となるのかに関しては、現地の関連機関のWebサイトに掲載はされておらず、また、中国当局にヒアリングしても回答は得られなかった。そのため、参考として、JETROのWebサイトに記載されている関連法令を以下に記述した。										
JETROのWebサイトに記載されている関連法令	<table border="1"> <thead> <tr> <th>根拠法令</th> <th>手続き概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「食品安全法」(2015年10月に改正施行)第96条</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 生産事業者は、輸入食品海外製造企業登録をする必要がある。*1 登録を申請した当該企業は日本の主管当局またはその他の所定の方式により、国家認証認可監督管理委員会に推薦されなければならない。 </td> </tr> <tr> <td>輸入食品海外製造企業登録管理規定」(税関総署248号令2022年1月1日施行)</td> <td>輸入食品の生産事業者は税関への登録も必要*2</td> </tr> <tr> <td>輸入食品国外生産企業登録実施目録(2012年国家品質監督検査検疫総局公告)</td> <td>枝肉、内臓肉および副産物、これらを原料とする製品（缶詰製品を除く）など、ヒトの食用に供する、と畜された動物の肉・肉加工品の生産企業は、輸出前に税関総署への登録申請の必要*3</td> </tr> <tr> <td>輸出入動植物検疫法実施条例 第17条</td> <td> <p>生産、加工、保管単位ごとの組織の登録の必要*4</p> <ul style="list-style-type: none"> 国務院農業行政主管部門が制定しており、水生動物、飼料および飼料添加物、穀物類以外のその他動植物製品を中国に輸出する場合、 <ul style="list-style-type: none"> 「日本の主管当局における部門・人員の配備状況」 「企業の名称、住所、許認可番号」 「製品の登録名称、主な原料、用途など」 <p>の資料を準備し、登録登記の手続きを行う必要</p> </td> </tr> </tbody> </table>	根拠法令	手続き概要	「食品安全法」(2015年10月に改正施行)第96条	<ul style="list-style-type: none"> 生産事業者は、輸入食品海外製造企業登録をする必要がある。*1 登録を申請した当該企業は日本の主管当局またはその他の所定の方式により、国家認証認可監督管理委員会に推薦されなければならない。 	輸入食品海外製造企業登録管理規定」(税関総署248号令2022年1月1日施行)	輸入食品の生産事業者は税関への登録も必要*2	輸入食品国外生産企業登録実施目録(2012年国家品質監督検査検疫総局公告)	枝肉、内臓肉および副産物、これらを原料とする製品（缶詰製品を除く）など、ヒトの食用に供する、と畜された動物の肉・肉加工品の生産企業は、輸出前に税関総署への登録申請の必要*3	輸出入動植物検疫法実施条例 第17条	<p>生産、加工、保管単位ごとの組織の登録の必要*4</p> <ul style="list-style-type: none"> 国務院農業行政主管部門が制定しており、水生動物、飼料および飼料添加物、穀物類以外のその他動植物製品を中国に輸出する場合、 <ul style="list-style-type: none"> 「日本の主管当局における部門・人員の配備状況」 「企業の名称、住所、許認可番号」 「製品の登録名称、主な原料、用途など」 <p>の資料を準備し、登録登記の手続きを行う必要</p>
	根拠法令	手続き概要									
	「食品安全法」(2015年10月に改正施行)第96条	<ul style="list-style-type: none"> 生産事業者は、輸入食品海外製造企業登録をする必要がある。*1 登録を申請した当該企業は日本の主管当局またはその他の所定の方式により、国家認証認可監督管理委員会に推薦されなければならない。 									
	輸入食品海外製造企業登録管理規定」(税関総署248号令2022年1月1日施行)	輸入食品の生産事業者は税関への登録も必要*2									
輸入食品国外生産企業登録実施目録(2012年国家品質監督検査検疫総局公告)	枝肉、内臓肉および副産物、これらを原料とする製品（缶詰製品を除く）など、ヒトの食用に供する、と畜された動物の肉・肉加工品の生産企業は、輸出前に税関総署への登録申請の必要*3										
輸出入動植物検疫法実施条例 第17条	<p>生産、加工、保管単位ごとの組織の登録の必要*4</p> <ul style="list-style-type: none"> 国務院農業行政主管部門が制定しており、水生動物、飼料および飼料添加物、穀物類以外のその他動植物製品を中国に輸出する場合、 <ul style="list-style-type: none"> 「日本の主管当局における部門・人員の配備状況」 「企業の名称、住所、許認可番号」 「製品の登録名称、主な原料、用途など」 <p>の資料を準備し、登録登記の手続きを行う必要</p>										

*1 https://www.jetro.go.jp/ext_images/Reports/02/7eafc4a8e48d3e26/ch_foodlaw_201509.pdf

*2 <http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/3625372/index.html>

*3 https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/foods/pdf/sanitation_014.pdf

*4 http://www.gov.cn/flfg/2005-08/06/content_21042.htm



台湾

台湾：畜肉エキスを含む食品に対する輸入規制の基本的な枠組み

台湾では畜肉エキスを含む食品に対する輸入規制は下記のHSコードごとに大きく2種類に分けて規定されている。

- ・HSコード2104.10.11に該当する**液体スープ等**は、家畜伝染病の発生地域か否かで**動物検疫の観点での輸入規制**がある。
- ・上記以外のHSコード1603・2104.10.21などに規定する**固体粉状スープ**などの畜肉エキスを含む食品は**一般的な通関手続きで輸入が可能**である。

	F01 *1		B01 *2	
	台湾国際貿易局：貨品分類及び輸出入規定（最新2020年4月）			
根拠法令	食品及び関連製品の輸入検査規則		各種検疫規則 農防字第1111480824号公告修正「肉を含んだ加工製品の輸入検疫条件」（2022年4月29日施行）など	
担当官公庁	衛生福利部食品薬物管理局（FDA）		行政院農業委員会動植物防疫局	
製品コード ・畜肉エキスを含む食品関連	コード番号	コード内容	2104.10.11	液体スープおよび調製品、肉類
	1603	肉、魚又は甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物の抽出物及び液汁		
	2103.90.20.00-9	カレーソース		
	2104.10.11	液体スープおよび調製品、肉類		
	2104.10.21	固体粉状スープ及び調製品、肉類		
申請・申告内容	2106	タンパク質物質		
	輸入検査申請項目（認可、認証に相当するものはない） <ul style="list-style-type: none"> ・製造月日 ・成分 ・輸入/輸出日 ・生産国 ・商標 ・製造工場名 ・荷物分類及び中国語・英語名称 ・規格 ・数 ・価格 ・パッケージ材料 ・保存運輸条件（常温/冷蔵/冷凍/遮光/湿度）等の約60項目 		農防字第1111480824号公告修正「肉を含んだ加工製品の輸入検疫条件」（2022年4月29日施行） <ul style="list-style-type: none"> ・疫病地域か否かで輸入に関して規制がある。（詳細は次ページに記載） 	

注：エキスの含有割合による法令条項は見当たらなかった。少しでも畜肉エキスが含まれると基本的に畜肉・製品コードの種類に応じた規制が適用される。

*1 <https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=L0040017>

*2 <https://www.baphiq.gov.tw>

台湾：使用可能なエキス・畜肉エキスを含む食品に関する食品衛生上及び家畜衛生上の条件

B01に該当する畜肉エキスが含まれる日本産食品の輸入に関する食品衛生上及び家畜衛生上の条件としては、家畜伝染病に関する地域指定の状況に応じて、下記の条件が規定されている。加えて日本政府の動物検疫機関が発行する検査証明書を輸入時に提出する。

B01の規制概要		
根拠法令	貨品分類及び輸出入規定、動物伝染病の予防及び管理に関する条例 農防字第1111480824号公告修正「肉を含んだ加工製品の輸入検疫条件」（2022年4月29日施行）	
担当官公庁	行政院農業委員会動植物検疫局	
日本に関する疾病 地域指定状況*1	非発生地域	発生地域
	口蹄疫、牛肺疫、アフリカ豚熱	小反芻獣疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ
規制概要*2	(右記の規制はない)	日本政府の動物検疫主管機関経由で、台湾行政院農業委員会動植物防疫検疫局へ「疫区国家肉入り加工製品輸入申請書」を提出し、審査を受ける必要がある。
	同右	製造工場は、 輸出国の政府所轄機関 から肉入り加工製品の製造工場であると 検査認証 を受けなければならない。
	同右	原材料となる肉類 はと 殺衛生検査 に合格すること
	(右記の規制はない)	加工製品に含まれている肉は加熱処理をする必要がある。乾燥肉類の場合、乾燥前に加熱処理を行う必要があり、加熱処理は所定の要件に適合すること
	(右記の規制はない)	熱処理後、製品に動物伝染病の病原体が混入しないよう、効果的な予防措置がとられていること
	同右	製品は新しい容器で梱包すること
	同右	製造工場は原料となる肉類の種類、供給元、数、加工及び製造年月日等を詳細に記録し、その記録を2年以上保存すること
	(右記の規制はない)	製造工場は、 台湾の動物検疫当局 の職員による 検査・認定 を受ける必要がある。

*1 農授防字第1111482576号公告(2022年8月12日発表) <https://www.baphiq.gov.tw/ws.php?id=22060>
 *2 https://www.baphiq.gov.tw/theme_data.php?theme=news&sub_theme=message&id=20307

台湾：使用可能なエキス・畜肉エキスを含む食品に関する食品衛生上及び家畜衛生上の条件

畜肉エキスが含まれる日本産食品の輸入に関する法令として、下記の東日本大震災による食品の放射性物質に係る規制がある。

東日本大震災による食品の放射性物質に係る規制	
根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ・衛授食字第1111300354号（2022年2月21日） ・FDA食字第1111300360号（2022年2月21日）
担当官公庁	衛生福利部食品薬物管理局
規制概要	<p>2022年2月21日より、福島、茨城、栃木、群馬、千葉の5県産の酒類を除くすべての食品の輸入停止措置は、放射性物質検査報告書及び産地証明書の添付を条件に台湾への輸入が可能となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記5県産の野生の鳥獣肉、きのこ、コシアブラ(山菜)は輸入停止措置継続 （一部都県については、放射性物質検査報告書及び産地証明書の添付、上記以外は産地証明書の添付） <p>日本の厚生労働省が公表する出荷制限品は、台湾への輸入も停止としている。*1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「牛の肉」の出荷制限対象範囲を日本の厚生労働省に問い合わせたところ、牛の肉から派生する食品であれば対象となるので牛肉エキスを含む食品も含まれるとの回答であった。

*1 <https://www.mhlw.go.jp/stf/kinkyu/0000030874.html>

台湾：畜肉エキスを含む食品に関連する施設認定・登録 海外産の畜肉エキスの使用の可否

畜肉エキスを含む食品の製造施設は、下記の場合、検査認定が必要となっている。

施設の認定・登録の必要性（必要な場合は認定・登録の要件）			
畜肉エキスの原料となると 畜場・食肉処理施設	認定・登録の必要性を記載した法令は見当たらなかった。		
畜肉エキスの製造施設			
	コード番号	コード内容	規制内容
畜肉エキスを含む食品の 製造施設*1 (貨品分類及び輸出入 規定)	2104.10.11.00-6	「液体スープ及び調理済み物、肉類」 の加工製品	輸出国の政府所轄機関から当該製品の製造工場であると検査認証を受けなければならない。 小反芻獣疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザでの地域指定（日本） ・上記に加え、製造工場における台湾の動物検疫当局の職員による検査・認定

*1 https://www.baphiq.gov.tw/theme_data.php?theme=news&sub_theme=message&id=20307

海外産の畜肉エキスの使用の可否

・日本産食品への海外産エキスの使用に関する規定は、見当たらなかった。

海外産の畜肉エキスの使用の可否	
規定の有無	日本産食品への海外産エキスの使用に関する規定は、見当たらなかった。
台湾当局の見解	台湾税関に問合せたところ、あまり明確な回答は得られなかった。税関の考え方としては、「どちらかといえば原材料だけで判断するものではなく、加工された地域を基準にするので、最終製品の当該食品としての輸入許可があれば可能ではないか」との回答であった。FDAにも問い合わせしてみたが、商品およびCCCコードを具体的に明確に示してもらわないと回答できないということであった。

台湾：証明書の添付の要否 輸入許可証の取得の要否

畜肉エキスを含む食品に関連する施設認定・登録に関しては、指定された製品コードを製造する畜肉エキスを含む食品の製造施設に対する輸出国の政府所轄機関から当該製品の製造工場であるとの検査認証の条件がある。

・放射性物質関連では、福島、茨城、栃木、群馬、千葉の各県の食品及び一部都県の一部品目については、「放射性物質検査報告書」及び「産地証明書」が必要で、それ以外の地域ならば「産地証明書」を要する。（産地証明書は動物検疫証明書で代替可能）

		B01の規制概要 *2	
根拠法令		動物伝染病の予防及び管理に関する条例 農防字第1111480824号公告修正「肉を含んだ加工製品の輸入検疫条件」 (2022年4月29日施行)	
担当官公庁		行政院農業委員会動植物検疫局	
日本に関する疾病地域指定状況*1		非発地域	発地域
		口蹄疫、牛肺疫、アフリカ豚熱	小反芻獣疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ
製造工場における輸出国の政府所轄機関から肉入り加工製品の製造工場であると検査認証		証明書添付	証明書添付
原材料となる肉類のと殺衛生検査合格		証明書添付	証明書添付
製造工場における台湾の動物検疫当局の職員による検査・認定		—	証明書添付

*1 農授防字第1111482576号公告(2022年8月12日発表) <https://www.baphiq.gov.tw/ws.php?id=22060>

*2 https://www.baphiq.gov.tw/theme_data.php?theme=news&sub_theme=message&id=20307

輸入許可証の取得の要否

輸入許可証の取得の要否	
規制法令	国際貿易局が定める、輸入制限品目、もしくは、条件付き許可品目のいずれかのネガティブリストに含まれているものは輸入許可証が必要 ・輸入制限品目(2022年9月29日現在) https://fbfh.trade.gov.tw/fh/ap/downloadListf.do の「1. 限制輸入貨品彙總表(表一：管制輸入)」 ・条件付輸入許可品目(2022年9月29日現在) https://fbfh.trade.gov.tw/fh/ap/downloadListf.do の「2. 限制輸入貨品彙總表(表二：有條件准許輸入)」
畜肉エキス、畜肉エキスを含む食品	牛、豚、鳥とも、畜肉エキス、畜肉エキスを含む食品の 輸入許可証は不要 当局に問合せたところ、このリストのうち条件付輸入許可品目には、牛肉や骨、舌、唇、耳などが含まれているが、牛肉エキスは含まれないとの回答であった。 ・豚、鳥は、肉、エキスとも、どちらのリストにも含まれていない。



香港

香港：畜肉エキスを含む食品に対する輸入規制の基本的な枠組み

香港側での畜肉エキスを含む食品に対する輸入規制は、基本的に存在しない。

・日本側での厚生労働省による原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づいて出荷を制限している商品は日本から香港に輸出することができない。

東日本大震災による食品の放射性物質に係る規制		
根拠法令	原子力災害対策特別措置法第20条第2項（日本の法律）	食品法則委員会ガイドライン
担当官公庁	日本の厚生労働省	食品法則委員会
規制概要	輸出規制	証明書添付
	日本の厚生労働省が公表する出荷制限品は、香港への輸入も停止としている。 ^{*1} ・「牛の肉」の出荷制限対象範囲を日本の厚生労働省に問い合わせたところ、牛の肉から派生する食品であれば対象となるので牛肉エキスを含む食品も含まれるとの回答であった。	福島、茨城、栃木、群馬、千葉の5県の冷凍や冷蔵の野生動物の肉・肉類、家畜、卵、生魚・冷凍・冷蔵水産物は、日本の当該官庁の発行する、 放射性物質検査証明書 (当該食品の放射線レベルが食品法則委員会のガイドライン値を超えていないことを証明するもの)を必要とする。 ^{*2} この5県の規制に関して、 香港の税関 に問い合わせた結果、今回対象としている 家畜の牛・豚・鳥の畜肉エキスは規制対象の食品には含まれていない との回答であった。 上記に関して食物環境衛生署の食物進口管制事務所への問い合わせたところ「肉類製品であっても加熱等の加工した食品であればこの放射性物質に係る規制の対象外である」との回答があった。インスタントラーメンとレトルトカレーを例としてあげたところ「放射性物質に係る輸入規制対象ではないが、税関でランダム検査を行う可能性がある」との回答であった。

*1 <https://www.mhlw.go.jp/stf/kinkyu/0000030874.html>

*2 <https://www.gld.gov.hk/egazette/pdf/20182229/cgn201822295412.pdf>

香港：畜肉エキスを含む食品に対する輸入規制の概要

香港では、畜肉エキスを含む食品に対する輸入規制は基本的に存在しない。

		規制概要
畜肉エキス及び畜肉エキスを含む製品の食品衛生上及び家畜衛生上の条件		<p>実質はほとんど規制がないものとして日本からの輸出が進められている模様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令上は放射性物質に係る規制はあるが、かなり限定された地域の牛肉エキスのみに対する規制 ・加熱等の加工した食品であれば規制対象外と判断
規制対象となるエキスの含有割合		畜肉エキスの含有割合による規制条件を記した法令は見当たらなかった。
施設の認定・登録の必要性	畜肉エキスの原料となると畜場・食肉処理施設	認定・登録の必要性を記載した法令は見当たらなかった。
	畜肉エキスの製造施設	
	畜肉エキスを含む食品の製造施設	
海外産のエキスの使用の可否		<p>日本産の食品への海外産エキスの使用に関する規定は見当たらなかった。</p> <p>「畜肉エキスの輸入が認められている国で製造された畜肉エキスのみを使った、日本製のラーメンスープは輸入可能か」を香港税関に問合せたところ、日本からの加工食品として輸入許可がされるものであれば問題はないのではないかと回答であった。</p>
証明書の添付の要否		畜肉エキスを含む食品は、なんらかの条件を充たしていないと輸入が認められないという規定は見当たらないため、そのための証明書を要しない。
輸入許可証の取得の要否		<p>香港の行政機関である「食物安全センター」の「食品輸入管理および安全ガイドライン」(2022年6月28日時点)によると、生きた動植物、危険物をはじめ、コメ、冷凍・冷蔵肉および家禽、野生動物の肉・卵（野鳥、野獣等）など、香港側で輸入制限品として位置づけられているものは輸入許可証を要する。</p> <p>・この輸入制限品にある肉類には畜肉エキスは含まれていないとの回答が「食物安全センター」からあり、畜肉エキス、畜肉エキスを含む食品に関しては輸入許可証を要さない。</p>